

平成18年度事業報告

(事業報告書・収支計算書)

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

平成19年5月28日

社団法人大日本水産会

目 次

第Ⅰ．組織運営状況	1
1．主要庶務事項	1
2．総会	1
3．理事会	1
4．会員	2
5．役員等の構成	3
6．機構及び職員数	3
第Ⅱ．業務の実施状況	4
1．一般会務、政策推進活動及び魚食普及等	4
2．対外業務、資源回復推進支援及び広報等	10
3．水産食品の安全対策、加工・流通対策及び輸出の促進等	18
第Ⅲ．平成18年度収支計算書	23
1．収支計算書総括表	23
一般会計	25
特別会計	27
(1)土地会計	27
(2)海上特別委員会会計	28
(3)水産業振興総合対策推進事業会計	29
(4)漁協経営基盤強化推進事業会計	30
(5)おさかな普及事業会計	31

(6) 低気圧被害漁具等復旧対策事業会計	3 2
(7) 国際対策委員会会計	3 3
(8) 海外漁場等操業秩序維持推進事業会計	3 4
(9) 国際漁業再編対策事業会計	3 5
(10) 資源回復等推進支援事業会計	3 6
(11) 16年資源回復等推進支援事業会計	3 7
(12) 資源回復推進等再編整備事業会計	3 8
(13) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業会計	3 9
(14) 日ロ漁業協力事業会計	4 0
(15) 極東地域沿岸漁業協力事業会計	4 2
(16) 東アジア漁業特別委員会会計	4 3
(17) 日韓相互乗船等協力事業会計	4 4
(18) 機関誌発行会計	4 5
(19) 水産食品品質高度化協議会会計	4 6
(20) 水産物品質管理対策推進支援事業会計	4 7
(21) 輸出対策特別委員会会計	4 8
(22) 流通特別委員会会計	4 9
2. 正味財産増減計算書総括表	5 1
3. 貸借対照表総括表	5 5
4. 財産目録総括表	5 9

第 I . 組織運営状況

1. 主要庶務事項

年 月 日	事 項	開 催 場 所
平成18年 5月18日(木)	会計監査	大日本水産会 会議室
平成18年 5月29日(月)	第110回通常総会	東京都虎ノ門パストラル
平成18年11月14日(火)	第135回理事会	大日本水産会 会議室
平成19年 3月20日(火)	第136回理事会	同 上

2. 総会

第110回通常総会を平成18年5月29日(月)に虎ノ門パストラル新館「ローレル」において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成17年度事業報告並びに収支決算について

第2号議案 平成18年度事業計画並びに収支予算について

第3号議案 役員の新補充選任について

3. 理事会

第135回理事会を平成18年11月14日(火)大日本水産会会議室において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成18年度上半期事業報告書並びに収支現況報告について

第2号議案 特別会計の設定について

第3号議案 役員の一部変更について

第136回理事会を平成19年3月20日(火)大日本水産会会議室において開催し、下記議案を承認可決した。

第1号議案 平成18年度事業報告書のとりまとめについて

第2号議案 平成19年度事業計画書のとりまとめについて

第3号議案 特別会計の設定について

第4号議案 その他

4. 会員

関連分野の団体・企業へ積極的に働きかけ、会員の確保に努めた。

平成18年度を通じた会員の異動は次のとおりとなった。

種別	平成17年度末	増	減	平成18年度末	
普通会員	団体	129	2	5	126
	会社	118	13	9	122
	個人	1		1	0
	小計	248	15	15	248
賛助会員	団体	32	3		35
	会社	120	20	6	134
	個人	7			7
	小計	159	23	6	176
合計	407	38	21	424	

5. 役員等の構成

役 職	員 数	役 職	員 数	役 職	員 数
会 長	1	常務理事	2	監 事	6
副 会 長	6	常任理事	16	相 談 役	9
専務理事	1	理 事	54	評 議 員	26

6. 機構及び職員数

部	部長	次長	課長	職員	嘱託	計
漁 政 部	1	0	2	7	1	11
事 業 部	1	1	2	3	3	10
品質管理部	1	0	1	2	1	5
計	3	1	5	12	5	26

第Ⅱ．業務の実施状況

1．一般会務、政策推進活動及び魚食普及等

「平成18年度水産功績者表彰」は、都道府県知事による推薦をうけ、水産功績者候補42名を銓衡の上、平成18年11月24日三会堂ビル石垣記念ホールにおいて表彰式典を挙行了。同時に、おさかな普及の功績者に対しても感謝状を贈呈した。また、「新年賀詞交歓会」を平成19年1月9日赤坂プリンスホテルにおいて開催し、多数の出席を得た。

更に、本年度は農林水産大臣の交代があったことから、10月23日同ホテルにて、新旧大臣の歓送迎会を開催した。

平成18年7月19日～21日に「第8回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」を東京ビッグサイトで開催、「第4回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー大阪」を平成19年2月20日～21日に大阪市のインテックス大阪にて開催し、内外の水産業界より多くの出展を仰ぎ成功裡に終了した。

平成18年7月26日～27日には、全国水産高等学校長協会が主催する「全国水産・海洋高校カッターレース全国大会」が愛知県蒲郡市で開催され、他の協力団体等と共に、これに協賛した。

水産政策拡充対策の促進については、「平成19年度水産関係税制改正」に関し、業界意見を本会税務委員会で集約し水産庁、自由民主党に要請した。「平成19年度水産予算対策」では、関係団体とともに自由民主党の水産政策推進議員協議会などの場で、水産庁、衆参関係議員に対し要望し、また政府予算案編成日程に合わせ、関係団体と連携して鋭意要請活動を行った。この結果、平成19年度の水産予算案概算2,499億2,600万円が確保された。

また、10月に北日本太平洋側を襲った低気圧被害による漁具等復旧の為、緊急対策として、平成18年度補正予算等の措置がとられた。なお、平成19年度水産予算案及び税制改正予定事項については本会予算対策協議会と税務委員会の合同会議を開催し水産庁担当官より説明を受け、関係者への周知に努めた。

漁業経営安定対策関連事業の推進については、「漁協経営基盤強化推進基金造成事業」を予定通り実施し、「漁獲可能量の適切な管理事業」をTAC対象魚種関係団体（全国まき網漁業協会、全国底曳網漁業連合会、全国沖合いかつり漁業協会、全国さんま漁業協会）と連携・協力し、計画通り実施した。

「担い手代船取得支援リース事業」については、15隻の漁船に対し助成を行った。また、補正予算で「低気圧被害漁具等復旧対策事業」の実施が決まったことから、基金を造成し、被害漁具等の復旧を図ろうとする漁業者への支援を行うこととした。

漁業労働対策事業等の推進については、「全国漁業就業者確保育成センター事業」を実施し、求職者に対する情報提供に努めると共に、求人情報の掘り起こしのため、傘下団体以外も含めて1,600件を超える船主へのダイレクトメールによる求人情報収集を実施する等、求人・求職両サイドのマッチングを図るべく鋭意取り組んだ。また、新たに新規漁業就業者の調査を行い、17年度の新規就業者数が、1,242名（H17/6月～H18/5月）であった事が判明した。

恒例の漁業就業希望者を募集する漁業就業支援フェアを平成18年5月13日に大阪市で、5月20日は東京都で実施し、更に8月5日東京にて追加募集のフェアを行ない、合計319名の漁業就業に関心のある方が参加した。本年度より、6カ月間までの長期研修が可能となったことから、各地の漁業就業者確保育成センターからの紹介も含め111名の希望者が研修に参加し、79名

が研修後漁業に就業した。また、船主の求人意欲向上にむけたFAXニュースやポスターの作成に取り組むとともに、求人雑誌に広告を掲載し、東京でのUIターンフェアに参加した。昨今の景気回復、雇用情勢の好転を受けて、就業希望者の数も急激に減少することが予想されるので、今後とも優秀な人材の掘り起こしを強力に行う事が必要となりつつある。

船舶職員の高齢化にともなう有資格船舶職員不足対策として、資格取得のための講習会を、関係団体の協力を得て引続き実施した。本年度から、3、4、5級の大型海技士資格の講習が可能となったことから、八戸、小樽両市において、合計56名が受講、39名が所要の資格試験に合格した。

外国人の「漁業研修・技能実習制度」については、漁船漁業技能評価試験を公正に実施し、漁船漁業技能評価委員会を8回開催した。さらに本制度の拡充に向け技能評価試験の内容の充実と共に、本年度も、初級のみならず中級の試験についても実施した。

「漁船混乗制度の改善と漁船マルシップ対策」については、関係漁業団体とともに海外漁業船員労使協議会内の運営委員会及びマルシップ管理委員会に参加し適正な運営に努めた。一方、外国人乗組員に対する関係業界の要望を踏まえ、外国人乗組員・研修実習生の受入条件の緩和についても、業界の意向を受け、当局に対し所要の陳情活動等を行った。

また、国際的な漁業労働関係機関であるILO（国際労働機関）の三者会合（平成18年12月11日～13日、スイス・ジュネーブ）に本会より代表を派遣し、動向のモニターと業界意向の反映に務めた。「船員福祉制度」への対応については、社会保険庁の船員保険制度勉強会、検討会及び船員保険施設問題懇談会に参画、「漁業労働関係法令の整備対策」では、船員中央労働委員会の審議に加わり、それぞれの場において業界の意見の反映に努めた。

海務関係対策の推進については、船舶職員法20条特例（通信長）措置の適用拡大に向けて関係団体と共に対応し、マグロ漁船のGMDSS特例についてもこの措置の適用延長を申請して、認められた。また、船舶FAX通信に関連した気象通報、共同ニュース等に関連して、海洋情報提供高度化委員会を設置して、作業部会などを設けて検討を行い、気象通報等については鹿児島漁業無線局で業務委託を受ける方向で検討をしている。

IMO（国際海事機関）各種委員会の国内・国外の対応検討の場には、海務専門委員会より専門家を派遣して業界意向の反映に努めた。

その他、関係省庁、船員保険会、日本水難救済会、日本船員厚生協会、日本船舶職員養成協会、日本海技協会、日本水路協会、日本海難防止協会、日本海員救済会、船員災害防止協会、日本船員福利雇用促進センター、国際研修協力機構等の関連団体主催の各種会議にも積極的に参画し、業界意向の反映に努めた。

魚食普及関連事業の推進については、民間事業として、魚食普及のための講演会、イベントの実施、PR誌・会報「SAKANAニュース」の発行、インターネット・ホームページの運営、相談窓口の運営等を中心とした事業を行った。普及用の冊子「おさかな便利帳」は非常に好評で、種々のイベント等で配布し、好評裡に使用されている。

同時に国庫補助事業との連携によってそれぞれの内容の充実に努めることで、相乗効果をねらいながら、引き続き水産物の食生活における大切さをアピールし、水産物の良さを知ってもらうべく、普及に努めた。本年度は、「おさかな学習会」を都下近郊の小学校9校にて行い、大きな反響を得た。また、お茶の水女子大学において食物栄養学科の学生を対象に「おさかな普及学術研究会」を3回にわたり実施した。

国庫補助事業としては、10月16日には石垣記念ホールにて都内の栄養士等を対象としたシンポジウム「アンチ・エイジングと魚食」を開催した。

また「水産物消費嗜好動向調査」として、消費者対象の調査と、スーパーマーケットの調査を実施して、会員・関係先の業務に役立てた。

会務推進活動としては、関連産業部会業際懇談会を6回開催して、会員各位の啓蒙知識の向上に努めた。「規制緩和要望」については平成17年7月に水産庁長官をはじめ国交省等に陳情し、自由民主党にも働きかけ、実質的な解決を見たが、一部については引続きフォローに努めている。

各部会合同による「水産白書説明会」の他、「予算対策協議会」「税務委員会」等を開催し、水産庁担当官より説明を受け質疑応答を行う一方、自由民主党の水産部会、水産総合調査会等には業界の立場から参画した。

又、19年度予算等を展望して、水産庁と共に漁船漁業対策検討会を開催して、業界意向の反映に務めた。

水産土木技術者養成事業の推進については、講習会を平成18年6月19日～6月23日福岡市、10月23日～27日東京都、11月27日～12月1日仙台市でそれぞれ実施し、既受講者に対するフォローアップ研修を9月27日東京都で実施し、総計493名の受講者があった。

本年度における実施事業項目は、次の通り。

- (1) 水産功績者の表彰事業
- (2) 新年賀詞交歓会
- (3) ジャパン・インターナショナル・シーフードショーの開催
- (4) 水産政策拡充対策の促進
 - ①水産政治力の結集対策

- ②水産税制・予算の拡充対策
- (5) 漁業経営安定対策関連事業の推進
 - ①漁協経営基盤強化推進基金造成事業
 - ②漁獲可能量の適切な管理事業
 - ③担い手代船取得支援リース事業
 - ④低気圧被害漁具等復旧対策事業
- (6) 漁業労働対策事業等の推進
 - ①全国漁業就業者確保育成センター事業
 - ②漁業研修・技能実習制度対策
 - ③漁船混乗制度の改善と漁船マルシップ対策
 - ④国際労働機関（ILO）対策
 - ⑤船員保険等福祉制度への対応
 - ⑥漁業労働関係法令の整備対策
- (7) 海務関係対策の推進
 - ①海上人命安全条約（SOLAS）改正対策
 - ②海洋汚染防止対策
 - ③国際海事機構（IMO）等国際機関対策
 - ④海洋情報提供高度化委員会業務の推進
- (8) 魚食普及関連事業の推進
 - ①おさかな普及協議会活動の実施
 - ②水産物消費改善事業
- (9) 会務推進活動・基幹部会の効果的開催
- (10) 新規会員確保対策

2. 対外業務、資源回復推進事業及び広報等

多国間関係では、平成18年5月17日～19日の間米国・ニューヨークで**国際水産団体連合（ICFA）**（世界12カ国、13の民間団体と1国際機関で構成）による国連対策会議が開催され、本会職員及びOPRT（責任あるまぐろ漁業推進機構）の代表を派遣し、本年開催される国連での協議の対策等を検討した。6月12日～16日の間米国・ニューヨークで**第7回国連海洋法条約非公式協議プロセス（UNICPOLOS）**が開催され、本会職員を派遣し、過激な漁業規制が国連総会の案文に記載されないようにICFA会員と連携を取りつつ、政府の活動を側面から支援した。国連総会は12月に漁業関係決議を採択したが、漁業に悪影響を及ぼす要素は含まれなかった。

ICFAの年次総会は平成18年11月13日～15日の間、イタリア・ローマで開催され、日本トロール底魚協会の代表が出席、本会も職員を派遣し、商業漁業を取り巻く諸問題について活発な意見交換、情報交換が行なわれ、公海トロール漁業、IWCの正常化、水産エコラベル、海洋保護区、マグロの資源管理等の問題に対処するための諸対策が合意され、声明文等の採択により、関係の国際会議において業界意見の反映を図っていくこととなった。

平成18年6月29日～7月1日にスイス・ジュネーブにおいて**世界貿易機関（WTO）閣僚級会合**が開催され、本会も役員を派遣し、関税の撤廃等水産資源の保護や漁業共同体の存続に悪影響を及ぼす貿易ルールの締結に反対すべく、政府の活動を側面から支援した。会議については、本年12月末までの交渉終結を目指して農業と非農産品市場アクセスの水準（モダリティ）を早期確立すべく、これまで各種の会合が重ねられてきたが、主要国間の隔たりは縮まらず合意に至ることなく終了した。

水産庁主催による**中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存管理に関**

する条約（WCPFC） 関連の協議に参加し、本件の対応に従事するとともに、平成18年9月10日～12日の間、東京で開催された**WCPFC第2回北小委員会**に本会職員を出席させた。

米国の**マグナソン・スティーブンス法**は2006年度より修正の検討が始まり、合弁事業を営む日系企業の活動に悪影響が及ぶことを防ぐために、関係業界とともに対策に取り組み、同法案は2007年1月12日に成立したが、懸念された悪影響を及ぼす条項は記載されなかった。

マグロ類地域漁業管理機関（RFMOs）合同会合が平成19年1月22日～26日の間、神戸で開催され、本会からも職員を派遣し政府の活動を側面から支援した。同会合は、マグロ類の資源管理と生態系への影響の緩和について今後とるべき行動方針を採択し、2年後に次回会合を開催することで合意した。

在京の各国大使館、領事館の水産アタッシェとの親睦と交流を深めるために、平成18年7月5日に関係者を招き、本会会議室において懇談会を開催した。

二国間対策のうち**韓国関係**については、平成18年6月10日に第4回日韓まき網漁労長会議が福岡市にて開催され、2005年の合意確認事項の継続、同一漁場密集内での運搬船による探索行為の自粛について合意された。また、北部暫定水域の操業秩序の確立を目的とし、8月9日には第5回日韓ベニズワイガニ籠漁業漁労長会議が韓国・束草市にて開催され、両国間における事故防止策、操業時における漁具等の設置問題について、相互協力を検討することとした。

6月30日には日韓民間漁業合同委員会を福岡市で開催し、両国漁船間損害事故処理について未解決案件6件の内4件を解決し、残り2件については早急に解決するよう両国で努力することとした。

9月7日には第4回日韓民間漁業協議会を札幌市で開催し、暫定水域の操業

秩序の確立の問題を含む日韓漁業民間取決めの実施状況、協力問題及び貿易問題等について意見交換を行った。

当事者間協議については、9月21日に第14回日韓民間漁業者当事者間協議を韓国・釜山市で開催し、暫定水域内でのズワイガニ操業懸案事項、浜田沖操業ルールの確立等について協議し、双方は隠岐北方の一部水域のズワイガニ漁場の交代利用につき合意（11月～12月日本側利用、1月～3月韓国側利用）したが、11月には、韓国側が合意に反し、漁具の設置を継続したため、12月2日に第15回日韓民間漁業者当事者間協議を韓国・釜山市で開催し、民間合意不履行問題について協議した。その後、12月23日に開催された第9回日韓漁業共同委員会における日本海の暫定水域に関連した政府間合意を受け、12月29日、さらに平成19年1月11日に日韓民間漁業者当事者間協議を開催し、民間合意不履行時の補完対策を含む来漁期の措置を7月15日までに作成するよう努力することとした。また、1月22日には2007年日韓民間漁業者団体間協議事前打合せ会議を東京で開催し、浜田沖の問題を中心とした今後の民間協議の対応について協議し、更に、2月27日に2007年日韓民間漁業者団体間協議（第1回浜田沖協議）を神戸市で開催した。

中国関係については、平成18年5月31日～6月1日に第6回日中民間議定書締結協議を神戸市で開催し、標識及び灯火の視認距離、まき網漁船団間の船間距離、トロール漁船が平行して曳網するときの船間距離について合意した。

引き続き、12月6日～7日には第7回日中民間議定書締結協議を中国・上海市で開催し、浮延縄漁業の標識及び灯火の視認距離、帆張網の標識灯に関する議定書附属書の記載事項および緊急避泊と公海いかつり操業問題についての日本側覚書案については合意し、最終的合意に向けて残された事項につき継続して協議することとした。

1 2月7日に日中漁船間事故処理協議を中国・上海市で開催し、未決6件について協議したが、双方の主張が大きく異なり継続協議とした。

平成19年1月22日～26日の間、まき網及び以西底曳網漁業代表団を派遣し、中国・舟山市、杭州市の漁業局、上海市のまき網漁業関係団体、東海区漁政漁港監督管理局を表敬し、日中中間水域・暫定措置水域における漁船間事故防止のための操業秩序維持と東海・黄海漁場における資源管理体制の確立に向けて、中国まき網漁業関係者と意見交換を行った。

3月20日～23日の間、沖合いかつり漁業代表団を派遣し、中国・寧波市、上海市のまき網漁業関係団体、東海区漁政漁港監督管理局を表敬し、日中暫定措置水域における操業秩序の確立に向けて、中国まき網漁業関係者と意見交換を行った。

日中、日韓国内対策としては、平成18年8月3日に境港市において現地協議会を開催し、事故防止の指導等を行った。

日中韓三か国との間では、平成18年7月19日に日中韓民間漁業協議会を東京都で開催し、操業安全確保、海上事故防止等にお互いに協力することを再確認した。また、中韓両国代表はジャパン・インターナショナル・シーフードショーの開会式に参列・視察をした後、水産工学研究所を視察した。

この三か国協力関係の枠内で、韓国水産会が11月17日に釜山市においてシンポジウムを開催し、本会からは役員他が参加し、それぞれの国の200海里内における漁業操業の実状、水産物の消費流通問題等に関し討論を行った。

ロシア関係では、平成18年4月10日～25日にモスクワで開催されたロシア200海里水域内における我が国漁船によるさけます操業に関する日ロ政府間協議の結果を受け、4月25日～5月5日まで本会専務理事を団長とする交渉団とロシア側民間企業「国家魚類資源社」の間で、魚種別購入数量と入漁

料について協議が行われ、8,760トン（前年比1,549トン増）の枠を購入し、中型船15隻（同7隻減）、小型船29隻（同2隻増）計44隻の出漁となった。

2006年の日ロさけ・ます協力事業（第29次）及び極東沿岸協力事業（第13次）の実施に関してはロシア連邦漁業庁代表団を東京に迎え、10月2日～6日の間、協議を行い、10月6日にそれぞれの事業につき基本協定を締結した。

このほか、6月22日、ロシアのサンクト・ペテルブルクにおいて、本会会長と全ロシア水産企業・経営者・輸出者協会（VARPE）A. V. ロージン会長との間で、日ロ漁業問題全般に関する協議が行われた。

また、極東沿岸漁業協力事業の一環として、11月5日～12月5日の間、チンロー・センターより研究員2名を研修生として受け入れ、北海道の釧路水産試験場及び中央水産試験場において水産加工を中心に研修を行った。

日ロ漁業委員会第23回会議が、12月4日～14日の間、東京において開催され、本会から役職員が政府代表顧問等として参加した。これによりロシア水域における我が国漁船に対する漁獲割当量が増加し、魚種により多少の増減はあったが、ほぼ昨年並みの量が確保された。平成19年3月12日～23日の間、モスクワにおいて日ロ漁業合同委員会第23回会議が行われ、本会から職員が参加した。

持続的な漁業をラベル表示により促進する**水産エコラベル**の議論が国の内外で活発になってきており、国内の関連業者も海外の団体より認証の取得を開始している動きもみられているが、本件に対する業界の対応を検討すべく、関係者との意見交換を行うとともに、国内の水産エコラベル関連のセミナー等に出席して情報を聴取した。また、平成18年10月3日には「水産エコラベル説

明会」を開催して本件に係る状況を広く業界に説明し、10月27日から「水産エコラベル対策検討委員会」を立ち上げ、本件に対する業界の対応の検討を開始した。現段階では、新しい「大日本水産会版エコラベル」の制度を発足させる方向で検討が進められている。

国際漁業再編対策事業については、北朝鮮を巡る国際情勢の急激な変化の下、日本海べにずわいがに漁業の漁場の一部である北朝鮮水域における操業機会を失うに至ったことから、閣議了解を経て日本海べにずわいがに漁業につき国際減船を実施することとされ、3隻に対し、減船漁業者救済費交付金1億8,449万円と不要漁船処理費交付金8,083万7,000円を交付した。また国際漁場等における我が国漁船、業界に対する各国の戦略等の的確な把握を行うため、スタッフを派遣し現地調査や関係資料の収集を行い、併せて英文ニュースレター漁火の発行等により、国内外漁業者への啓発指導及び関係資料の配布を行った。

資源回復等推進支援事業については、再編整備事業の不要漁船・漁具処理対策助成金としてベニズワイガニ漁業の1隻に293万7,600円を、小型底曳網漁業の1隻に131万4,495円を沖合底曳網漁業の2隻に8,630万8,103円を交付した。また、推進支援事業の漁具改良等支援事業助成金として小型底曳網漁業の16隻に24万円を、休漁漁船活用支援事業助成金としてサワラ流し網漁業の229隻に1,304万3,036円を、沖合底曳網漁業の2隻に15万6,980円を、小型底曳網漁業の353隻に2,698万9,039円を、磯建網漁業の4隻に36万6,400円を、休漁推進支援事業助成金として大中まき網漁業27ヶ統に5億3,619万6,407円を、ベニズワイガニ漁業の21隻に4,773万3,190円を、小型底曳網漁業の71隻に384万9,019円を交付した。

ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業については、香川県3件に471万7,880円、佐賀県4件に293万4,175円、宮城県2件に195万7,120円の余剰施設処理支援事業助成金を交付した。

広報関係では月刊機関誌「水産界」に第8回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー、19年度水産予算案、漁船漁業構造改革などを掲載、「2007年版水産手帳」は掲載内容を更新し12月初旬に発行した。

本年度における実施事業項目は、次のとおり。

- (1) 多国間国際会議に関する的確な対応及び国際漁業環境対策の効果的实施
 - ①国際捕鯨委員会（IWC）対策
 - ②国際水産団体連合（ICFA）対策
 - ③ワシントン条約締約国会議（CITES）対策
 - ④世界貿易機関（WTO）対策
 - ⑤国際環境団体に関する情報収集
- (2) 国別漁業対策の効果的实施
 - ①対韓国漁業関係対策
 - ②対中国漁業関係対策
 - ③ロシア漁業関係対策
 - ④対ニュージーランド漁業関係対策
 - ⑤対カナダ漁業関係対策
- (3) 国際漁業再編対策事業の効果的实施
- (4) 資源回復等推進支援事業の効果的实施
 - ①再編整備等支援事業
 - ②経営資源移譲円滑化事業

- (5) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業
- (6) 海外漁場等操業秩序維持推進事業の効果的实施
 - ①日韓・日中等民間協定等実施事業の効果的实施
 - ②3カ国3カ所の駐在事務所の管理運営
 - ③関係国への使節団の派遣
 - ④不法、無報告、無規制漁業（IUU）対策の実施
 - ⑤関係国の政策・制度・法律・世論等に関する情報収集
- (7) 日ロ漁業協力事業等の効果的实施
- (8) 国際広報事業の効果的实施
 - ①英文ニュースレターの発行
 - ②国際会議への積極的参加・有識者の海外派遣
- (9) 国内広報事業の実施
 - ①水産業・本会事業の広報活動の実施
 - ②機関誌「水産界」及び「2007年版水産手帳」の編集発行

3. 水産食品の安全対策、加工・流通対策及び輸出の促進等

水産食品品質確保対策については、平成14年8月に設置した「水産食品安全・表示部会」において、5月16日に関係省庁の担当官を招きセミナーを行った。その中で、コーデックス添加物汚染物質部会の報告として、水産物における鉛やカドミウム等の基準値検討の経緯をはじめ、同魚類水産製品部会で検討中の二枚貝類における貝毒の基準値に係る概要の説明を行ったほか、同月29日から施行される「農薬等のポジティブリスト制度」について、とりわけ水産用医薬品に係る最終的な規制の内容について詳細なる紹介がなされ、質疑を行った。また、11月には、水産食品安全表示セミナーを開催し、コーデックス魚類水産製品部会の最新議題及び我が国におけるトレーサビリティの現状と将来展望について紹介を受けた。

次いで、HACCPの導入促進を目的とした水産食品品質高度化協議会の運営については、5月22日に石垣記念ホールにおいて第9回水産食品品質高度化協議会委員会を開催し、平成18年度事業計画等の承認を得た上で、「水産食品における品質衛生高度化への取組セミナー」を一般会員等多数の参加を得て開催し、衛生管理システムの構築に向けた先進的な取組みとして、産地市場及び加工施設の責任者からそれぞれの事例の紹介を受けたほか、ISO審査機関の専門家からISO22000の概要及び認定状況と今後の展望について説明があった。さらに、10月には、現場での具体的な衛生管理知識向上に資する観点から、有害動物駆除、洗剤消毒薬、検査キットの専門家を招請し、「食品工場におけるサニテーション向上のためのセミナー」を開催した。

また、食品加工施設に対するHACCP方式導入を促進するための金融税制措置である「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP手法支援法)」の指定認定機関(水産加工)として、水産加工事業者からの申請に

対する認定業務を行った（今年度実績：2施設 累計：22施設）。

さらに、本協議会では、HACCP導入を指向する加工業者等に対する技術的な支援の一環として米国FDA方式HACCP講習会（3日間）を開催し、技術の普及促進と啓発に努めており、今年度は5回、受講者数約200名の開催実績となった。あわせて、査察・検証の観点からの追加的講習を行うエキスパートHACCP講習会（6月）、水産大学校（山口県下関市）及び東海大学海洋学部の協力を得ての3日間のHACCP講習会（8月及び10月）をそれぞれ開催した。

また、HACCPの前提となる適正な衛生コントロール手順策定のためのサンテーション講習会（2月）を新たに開催した。

FDA規則適合施設認定制度については、厚生労働省によるものと併せた累計認定数の観点からも、概ねその役目を果たした感があることから、平成18年度から、水産食品の品質および安全の確保の観点から広く国内流通水産食品加工施設を対象とし、旧来の対米輸出水産食品加工施設認定制度を包含した新しい**水産食品加工施設HACCP認定制度**を発足させた。（従来からの実績を合わせた今年度の認定実績：23施設 累計：130施設）

一方、12月には、福井県小浜水産高等学校食品加工施設において缶詰を対象として水産高等学校向けのHACCP認定を行った（累計：2施設）。なお、1月には、都内研修施設において、第2回HACCP認定施設交流会を開催し、20数名が参加した。当日は、認定に係る技術的な問題点の紹介他、財団法人日本品質保証機構の専門家を招請し、本格的な始動が始まったISO22000に対する取組みのポイントなどについて説明を受けた。

また、流通の起点としての産地市場、及び中小零細の多い水産加工場における品質管理向上を図る観点からの国庫補助事業「**水産物品質管理対策推進支援**

事業」を今年度からの3ヵ年事業として開始している。そのために、5月26日開催の第1回総合推進協議会で安全・安心な水産物を消費者に提供するための取り組みについて分野毎の基本的な検討を行い、事業を行った。

まず、加工関係では、HACCP導入等品質管理向上のための講習会開催、専門家派遣による管理レベル判定と助言、財団法人日本食品分析センターに一部業務委託し、小規模事業者支援のための具体的危害分析や重要管理点について説明する品目別危害分析・管理指針の作成等を行っている。一方、市場関係では、海洋水産システム協会に一部業務委託し、品質管理に優れた市場の認定・公表、日本冷凍食品検査協会にも一部業務委託し、産地市場の類型的特徴に応じた品質管理のための産地タイプ別ガイドラインの策定等を行い、更に全国漁業協同組合連合会に一部業務委託し衛生管理に係る講習会を開催した。

水産物輸出対策については、7月25日に輸出対策特別委員会を開催し、平成18年度事業計画の承認を得た上で、事業を開始した。当該委員会では、従前の活動に加えて、業界ニーズを踏まえた世界各地に対する輸出機会の開拓と数量拡大を計ることを目的とし、中国、EU等向け輸出衛生証明発給制度の普及、改善に努めたほか、日本貿易振興機構等の関係機関の協力を得て、中国等東南アジア諸国向け輸出機会開拓のための取り組みを行った。特に、農林水産省の補助を受けた平成18年度水産物輸出拡大協議会事業では、本会が事務局を運営し、会員を中心とする7事業者の参画を得て、東南アジア諸国他でのシーフード・ショーへの出展、市場調査と日本産水産食品の普及宣伝、マーケット開拓等の推進に努めた。さらに、1月には、水産庁と共催で、共用三田会議室において約200名を集め、「水産物輸出に関する交流会」を開催し、農林水産省輸出促進室等から政府を中心とする輸出支援への取り組みについて聞いた他、中国とロシアにおける水産物需要、北海道、長崎県他における新規輸出事例の

紹介を受けた。また、同月、水産物貿易協会と共催で賀詞交換会を開催した。
なお、昨年度農林水産省が設置した「農林水産物等輸出促進全国協議会」に対しては、水産分野の幹事団体として継続的に参画している。

こうした取組みの効果もあり、2006年の水産物輸出は、おおむね、対前年比数量では30%、金額では17%の増加となった。

流通・加工対策については、6月22日に流通特別委員会を開催し、平成18年度事業計画の承認を受け、事業を開始した。また、同委員会では、専門家を招請し、次世代型インターネットシステムと物流についての説明を受け、今後の流通における問題点等について意見交換を行った。そのほか、6月28日には、特別セミナー「日本人と魚食」を開催し、近年の若年層を中心とする魚離れと今後の摂食量の見通しについて、専門家による調査結果とその解析を紹介した。また、国土交通省による、大型トラック事故防止のための速度抑制装置（時速90Kmに抑制）、いわゆるスピード・リミッターの装着義務付けについては、同省作成のリーフレットを配布するなど、継続的に適正なる施行に取り組んだ。

今年度における実施事業項目は次の通り。

- (1) 水産食品品質確保対策の効果的実施
 - ①水産食品安全・表示部会の運営
 - ②水産食品品質高度化協議会の運営
 - ③水産物品質管理対策推進支援事業
 - イ. 産地市場品質管理対策推進
 - ロ. 水産加工場品質管理対策推進
- (2) 水産物輸出関連対策の効果的実施

(3) 流通・加工対策の効果的実施

①各種物流経費軽減対策の実施

②水産物流通・加工・衛生諸問題に関する情報の収集と提供等